

やっています、と思っています。

さらに、先地の在庫でござい、ますけれども、数字はちよつと明瞭でござい、ませんが、八百枚程度市では保有しております。これにつきましては、現在農協の倉庫に管理方、保管方お願いしてやっております。

それ、これは市の施設の方へ、先地をふやすと同時に、また分散の配置も考えております。

○建設部長(内田和雄君) 自席から答弁させていただきます。

まず、私道の関係でござい、ます。補助対象の問題でござい、ます。先ほど市長から申し上げましたように、四メートル以上ということで、現在約四十五本ぐらい残っているんじゃないかと思ひます。現在申請書をお持ちになつてゐる方もいらっしゃるようでござい、ます。この四十五本もなかなか土地の権利の問題とか、承諾書を取るとか、いろいろ問題がありまして、実際になかなかおぼつかし、問題があるようでござい、ます。いままで四メートル道路の、要するに申請

主義を取つてまゐつたわけではござい、ますが、これらを促進いたしましたして、何とかこの一〇〇%補助を出せるものについて、早急にできるだけ解決いたしまして、またその上で、それ以下の道路につきましての補助率の問題について、また議会等にもお諮りいたしましてやつてまゐりたいと思ひます。

それから、あと主要幹線の呼称でござい、ますが、確かにいままで、すでに何本か市でも市内の幹線に名前がつておるわけですが、幹一、一号線は、これは福生駅の東口から保健所前を通り、国道一六号線までと思ひ、ますが、富士見通りという名がつております。幹二、四号線、これは八高線の東側沿いの道路ですが、わがつけ街道とか、そのほかにあつて銀座通りとか柳通りとかあるわけですが、非常におぼつかし、面もおぼつかしと思ひます。たとえば銀座通りの場合、高崎ポンプ屋から熊川の青果市場まであると、すると駅前から通常牛込駅の通りのところまで、銀座通りと申し上げてゐるわけですが、同じ幹二、一〇でも、それからじゃ加美にわたる高崎ポンプ

屋まではどうするのかという問題もあります。非常に、いままでも人形でも前がついておりますが、そういう点ではおずかしい問題も抱えているようにございます。御指摘のとおり、非常に、こうお前を聞いてはとわかるような場所もありますので、この問題につきましても今後検討させていただきます、と思います。

あと歩道の問題でございますが、ただいま私も申し上げましたメートル以上というのは、車道がメートル以上ということで、両脇へメートルずつ取りますとどうしてもメートル以上ないと歩道との区分が危険性が出てくると、こういうことで、いま何かという御質問ございましたけれど、ちよつと、ま本数が御答弁できませんが、それ以下のものについては、先ほど申し上げました外側線と自線と歩行者の安全を図っていくというふうなことだと思います。これらにつきましては、警察の方からの指導も受けてやっておりますわけでございますが、やはり人を安全に歩かせるという点では、御指摘のような点も検討していく必要があるかと思っておりますが、これらについては専門的に行つて

おります警察等の御指導も仰りたいと思っております。

それから浸透性の舗装でございますが、それにつきましては、排水が取れないというような所が、近辺では昭島市においてあるようにございまして、非常に密度が低いということで、要するにお菓子のにおいですが、あんな状況で水を浸透させるというふうなことで、重い車が来た場合どうしてもへこみやすいとか幾つかの問題点もあるようにございます。ただ逆にいいます、雨水排水が取れない場合には非常に浸透性がよくすぐに乾くと、その点ではいいことでございますので、それらについてはできるだけ検討いたしまして、試験的にもしやういう場所を実施してみたいと思っております。以上、雑駁でございますが、よろしく願ひします。

○十八番(東田正治君) 中小企業の振興資金のことについてお答えがありました。ぜひ中小企業振興資金についても、これは銀行を二、三の指定をして、これも市民のニーズにこたえていたにきい、と、こういう考えです。先ほどお言ったように銀行等八社に預託してあるわけですね。ところ

が、これは一件なし二件しか利用してなんでしょう。実際はこの預託金が浮いてゐるような感じなんです。結局、利用される方向で検討していただきたい。御要望申し上げます。

ほかの点についてはありがたうございました。ぜひ御答弁の方向で検討していただきたい。そのように思っています。

一点だけですが、この点について私も一般質問をした補充というものもあるわけですが、防災避難のことですけれども、この防災対策というのはやはり強化をすれば被害が低下すると、そういうような考え方に立っていろいろな対策が行われてると思えます。それは一面から言えば成立すると思えます。だけれども、そこには必ず限界があるということ。私たちは知らなくちゃならないと思うんです。そういう点から、人間優先の町づくりということを訴えてゐるわけです。人問味のある避難救助の工夫というものを、災害の前に、結局、連帯感に立って知恵を出し合つていくことが防災の道ではないかと、このように考えて訴えてゐるわけでございますから、その点どうか配慮していただきたい。

だきたい、そのように思っています。

そう一点、もう一点だけ、答えていたにきいたと思ひますが、起震車を七百五十万円も出して買ったんですから、どうでしょう。起震車を体験したり、起震車に来てもらつて体験して、そして防災教育を受けたいという人たちに対してバツジなんかを配布して、そういう防災教育のバロメーターといひますか。普及度についてのバロメーターとしてはどうか。このように考えるわけですが、その点もう一度、御答弁願ひます。

○市民部長(井上久男君) 防災対策につきましては、先ほど来から申し上げておりますように、いろいろ被害を最小限に食い止めなるべく措置しなければならぬと思ひますけれども、いろいろと教育委員会等の施設等もありますので、これについては再度私の方でも防災上の面から考えていきたいと思ひておりますので、よろしくひとつお願いいたします。

それから、いま一点ほどの起震車でございますけれども、現在起震車

を体験している市民が約八百人ばかりおります。そういう人たちにも、何もない体験をしていただいたことだけで済ましておりますけれども、ただいま提案のありましたように、何かバッジをどうことですけれども、町田市の場合におきましては体験表というようになり、内部印刷した程度のものでやっておりますけれども、そのようなものでも渡すことにより、確かに体験したんだと、精神的なあるいは心理的なものの構築ができることだと思います。そんな点につきましては、今後やはり消防署とタイアップして、そういう防災上の起震車による体験等は行っておりますので、その辺のところで協議を進めていきたいと考えております。

よろしくひとつお願いいたします。

○十八番(東田 正治君) 最後ですが、ありがとうございました。

ぜひそういう方向でもっていただきたと思います。

もう一点、ちょっと忘れたんですが、いま災害があったときに、火災等に遭いますと毛布を一枚やりますね。やはり毛布は一枚ぐら

いや足りないと思っております。こういう点、そういう災害があったときに、なおさういうものが必要であると思っておりますので、徐々にでも、ぜひそういう点も考えていただきたこと、御要望申し上げます。質問を終わります。

○議長(小林 菊三君) 次に、十八番遠藤 洋一君。

(十八番遠藤 洋一君登壇)

○十八番(遠藤 洋一君) 通告に基づきまして、一般質問を始めたいと思います。今回の質問は三点からなっております。

一番目の質問は、五十一年度、すなわち来年度に市内の小中学校に入学いたします児童の就学時健康診断についてであります。

昨年のこの時期にも同趣旨の質問しているわけですが、けれども、五十一年度の養護学校義務化に伴いまして、学校保健法の改正、それに従いまして、本福生市におきましても、就学時健康診断、それまで行われておりました一月あるのは二月に行われていた一日入学的要素も含めた健康診断なり、教育委員会が全面的に、あるいは、学

校施設を使わずで行うというようは就学时健康診断に変わってきたわけだ。九月の質問のときにおきましても、本年度も前年度と同じように、就学时健康診断については実施をするということも、もうおやめになりましたけれども前の教育長さんからも聞いております。本年度の就学时健康診断の実施状況について伺っておきたいと思ひます。

本年度も、私が聞いてゐる範囲では、学校の施設等を使わずに市の施設を用い、あるいは学校職員組合との関係におきましても、学校の教職員ではなく、教育委員会で全部賄うという形で行つてきたとは聞いておりますけれども、詳しく状況について知りたいと思ひつております。

それから、議員の皆さん方も御承知かとも思ひます。あるいはお孫さんやお子さんをお持ちの方もお存じかもしれませんが、就学时健康診断までに行きつかないお子さんというのが必ずあります。たとえば身体の一部、あるいは心身に障害を持つてゐるお子さんの場合

合に、就学相談というのを受けることが大変に多くなつています。本年も、就学时健康診断、胸ふくらませて、小学校に入るための診断までいかば、前段階で、教育委員会との相談をなさつてゐる方たちがゐるわけですから、その就学相談の現状についても伺つていただきたいと思ひます。詳しく教えてくださう。

それから五十六年の福生市の職員の採用について、このことについても質問したいと思ひます。

一つは、昨日の議員と議員の質問の答えの中にもあったんですが、けれども、職員の問題の中で、特に新規の職員の採用の現状について、このことについて知りたいと思ひます。

特に、今度の新採用と、退職なさる方も大変に多いと聞いておりますけれども、その数字の関係、あるいは、当然職員組合の方から人員要求というのがあつたと思ひますけれども、それと新規採用との関係について伺つていただきたいと思ひます。

それから、このことは前回にも質問いたしましたけれども、雇用促進

法に基づきます障害を持たた人の、たとえば、地方自治体の場合には
一九%というふうに法律で決まってるわけですが、この雇用の
対策、特に今年度の採用の方針——新規の場合も含めてですけれ
ども採用の方針がどうであったかということ、それから特に市長さん、
あるいは関係の執行部の方には、これからの雇用対策についての方
針などを伺ってみたいと思っております。

それから三番目には、横田基地の米軍機の発着についてですけれど
も、本年の十月二十八日から三日ほど、航空ジェードハースという韓国と米國
軍隊の合同演習がありました。横田基地もその範囲に入っており
まして、大変発着などがふえたわけですが、御承知のとおり世
界の情勢に従いまして、横田基地というのは大変に米軍によって基
地機能が強くなったり、弱くなったりするわけですが、昨年の
十月二十六日の日のことを覚えていらっしゃると思いますが、お隣の國で
大統領が殺されました。その折には、横田基地全体がコンディションIIと
いう上から何番目かの緊張状態に入りまして、大変に米軍機の発

着もふえてんですが、本年のその訓練の期間にも大変ふえております。
特に、ことしの春に沖縄に配属になりました下士という——これは
日本の航空自衛隊も百機ほど買うこと決めておりますけれども、
配属になりました関係で、その慣熟の飛行も含めて横田基地の発
着が大変にふえております。大変に爆音の大きい飛行機でありま
して、特に二機並んで離着陸をするということのふえて、る飛行機で、
騒音については大変なものなんですけれども、そんなこともありまして、
横田基地での特に十月期というふうに申し上げましたけれども、十二月
期の規定は大変に困難だと思っておりますので、九月、十月期の離着
陸の回数については、ぜひ知りたいと思っております。

それから前回新市長になられました田村市長からも御答弁があ
りましたけれども、市内上空旋回飛行に關しましては、日米合同委員
会の申し入れを行いたいのだというふうに聞いております。ぜひその合同
委員会への申し入れについての結果を伺いたい。それから合同委員会で、
その市内上空旋回飛行、慣熟飛行というのかもしれないけれども

それについての何なり申し合わせみたいはようなものもありますれば、ぜひとも合同委員会の内容というものもお聞かせ願いたいと思っております。以上、簡単ですけれども最初の質問にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(市長 田村 匡雄君登壇)

○市長(田村 匡雄君) 御質問にお答えいたします。

五十六年度就学時健康診断について、この件については教育委員会の方で答弁させていただきます。

五十六年度福生市職員の採用についてでございますけれども、新規採用の現状でございますけれども、国や都におきましては、行政改革等の関係で人員削減が叫ばれておりますので、福生市においては、五十六年度においては、欠員補充程度にとどめ、一般職作業員等を含めて十四名程度採用したいと思っております。それから障害者の雇用対策でございますけれども、身体障害者雇用促進法の趣旨は十分理解できるわけでございますけれども、

施設等の改善等もあらず、問題がございますので、今後の研究課題とすることにさせていただきます、と思っております。

横田基地の米軍機の発着でございますけれども、離着陸の回数ばかりませんのですけれども、九月には一千六百機、十月は一千四百機、十一月は一千四百八十一機でございます。

日米合同委員会の申し入れという御質問でございますけれども、毎回申し上げておる通りに、横田飛行場騒音軽減に関する勧告を尊重するよう、防衛施設庁及び米軍の司令官にも申し立てておりますし、今後もうつたことを申し入れていきたい、というふうに考えております。

その他細部については、また部長から一応答弁をさせていただきます。

○教育次長(八木 房雄君) 自席から御答弁申し上げます。

五十六年度就学時健康診断につきましてはお答えいたします。あかぎまで十月に、市民会館並びに商工会館、並びに健康センターの三会場におきまして、全部終了いたしました。

内容につきましては、受験者の対象者数が九百四十七名でございます。そのうち受験に来ました方は九百八名でございます。受験率は九五・八八%となっております。その来られなかった方は三十九名でございます。未受験者数ですが、この内容を申し上げますと、就学相談中の方が八名と、それから病氣等、かぜ等で来られなかった方が八名、それから転出者が十五名、それから私立へ行かれる方が六名、それからその他就学のために施設に入っている方が二名おります。統計三十九名でございます。

それから就学相談について御説明を申し上げます。いま申し上げたとおり、八名の方が御相談に来ております。そのうち、すでに内定している方がおります。普通学級が一人、それから身障者学級の方に三人、その四人の方が決定しております。あと都の教育相談と市の教育相談でまだ相談している方が二人ずつおります。以上八名の方の相談結果でございます。以上、お答え申し上げます。

○総務部長（浅見 裕康君）

自席からお尋ねをいただきました。市長が

井の補足を申し上げます。

まず新規採用の関係でございますけれども、数々の関係を示すという御質問です。若干御説明申し上げます。応募者数は百五十名でございます。ただ当日試験を辞退された方が九名でございます。まして、実際に受験された方は百四十一名でございます。

それから筆記試験あるは作文を提出させていたでございます。そこで二次に合格した者が二十八名でございます。そして二次の合格者の中から現在時点で、一応内定という形でございまして、まだ決定ではございませんが、高校が三名、短大が三名、大学が九名でございます。一応十四名が二次試験の合格者という形で内定を見ております。

なお、この中には従来と同じように、若干特機という形で処置する方がいらっしゃる。それを含めまして、まだ申し上げましたような数でございます。

なお、今後の問題でございますけれども、作業員の中に欠員が出てお

りますので、この採用予定を十月でお知らせしまして一月下旬に試験
を行うという予定でございます。

それから、組合要求との新規採用の関係につきましての御質問でござ
いますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、まず現段階にお
きましては、人員の増というのは極力抑えて、という考え方に立っており
まして、今回もすべて人員補充の感いで新規採用をするというようにな
らざるを願っています。

組合との関係につきましては、その辺は私どもからお話をしまして、
確かに要求されるサイドから言えば不満足であろうが、実質的にはや
はり、あちらの角度から私どもも説明をいたしました。現段階におきまし
ては、不満足ながら組合も了解しているというようには考え方をございま
す。その辺のところは要求する側と受ける側という問題については、若干解
釈が違うと思いますが、一応がまんしていただいているというような言
方が適切だと思います。当面、そういう方法で、極力人員の
増というものは、特別の場合を除きまして制御していく。自主的に不足

ということが実態として明らかな場合は再検討する時期が来ると思いま
すけれども、当面はそういうような基本的な考え方で対応していきたいと思
っております。

それから促進法に絡んでの採用でございしますが、今年度本採用
されたかどうかというようには御質問のようではございしますが、先ほど
市長が申し上げましたように、まず現在の職場の施設関係、その
うに整備がまず必要だろうと考えております。それと適切な障害
者等の勤務に對しましての立体的な仕事の内容でございしますけれども
あるは種類の関係とか、そういう点について、やはり相当適応したも
のでないといけないであろうというようには面もございしますので、市長が申
しましたように、今後それらあらゆる点においての研究をさせていた
いたすというふうに考えております。したがいまして、時間をさらにちよ
うだしたいというところでございます。

以上、市長答弁に對します。補足いたします。よろしくお願ひします。
○企画財政部長（生子国利君） 自席より、最後の日米合同委員会
の申し

合わせ、その内容について一応御説明していただきたというお尋ねでございますが、実はこの横田飛行場の騒音軽減に関する勧告というものは、昭和三十九年の四月十六日、日米合同委員会におきましてこの騒音関係についてその勧告が承認されております。

それが三つからなっておりますが、その内容につきましては騒音の規制の問題、まずその当時の関係からいえますと、これは勧告が出されたときに、飛行場の騒音の装置を設定すること、固定三機、移動を三機というふうなことで、エンジンの試験操作についての軽減を図るというふうなことの合意。

それから、その後ジェット機の試運転の関係上、どうしても騒音が下げられなければならない、緊急を除く以外下記の時間はやらない、ということ、その当時、月曜日から金曜日までの間の六時から翌朝の七時までこれを行う。それから土曜日及び日曜日については終日試運転をやめると、うふうなことになってます。夜間飛行機は最小限に制限し、できるだけ早い時刻に終了すること、ということが合意されております。

ます。

それからジェット機の整備出力は日没後においては制限すること、アフターバーナーの使い方につきましては、急上昇を行った場合、あるいは使命達成の場合、速やかにそのアフターバーナーの使用を中止するとか、それから横田飛行場の隣接地域における最低飛行高度はジェット機については二十フィート、これは六百メートル。それからプロペラ機につきましては、これは四百メートルというふうな定めになっております。

それと同時に、また進入経路につきましては、人口集中地域における上空飛行はできるだけ避けると、それから離着陸発進経路、進入経路の調整につきましては常時検討すること。

それから、管制塔員はこれらの状況を把握しながら、騒音を常時監視しながら指導すること、それから操縦士、整備士についてもそういうことを十分に認識するような教育をすることと同時に、最終的にはこの騒音分科会ですか、この日米合同委員会における騒音問題につきましては、今後引き続きその検討を加えるということになりました、この